

引上げ分の地方消費税収（社会保障財源化分の市町村交付金を除く。）又は市町村交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費

【令和5年度当初予算】

地方消費税交付金 242,176千円のうち社会保障財源化分 132,430千円

（単位：千円）

予算上の項目		経 費	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国(県)支出金	地方債	その他	引上げ分の地方消費税 (社会保障財源化分の市町村交付金)	その他
社会福祉費	障害者福祉費	390,989	280,413			105,000	5,576
保健衛生費	健康増進事業費	30,048	726		10	27,430	1,882
合 計		421,037	281,139	0	10	132,430	7,458

入湯税は、地方税法第701条により鉱泉浴場所在の市町村が、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設等の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む）に要する費用に充てることを目的とした地方税で、以下の使途に充てられます。

入湯税 2,447千円

予算書上の項目		経 費	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国(県)支出金	地方債	その他	入湯税	その他
商工費	観光費	49,475			5,020	2,247	42,208
消防費	消防施設費	15,500		14,200		200	1,100
合 計		64,975	0	14,200	5,020	2,447	43,308